



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第673号 令和6年2月27日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

| 番号  | 表題                 | 担当課名    |
|-----|--------------------|---------|
| 102 | 遊漁規則を認可した件         | 漁業管理調整課 |
| 103 | 保安林予定森林に関する通知を受けた件 | 森林整備課   |
| 104 | 同                  | 同       |
| 105 | 同                  | 同       |
| 106 | 同                  | 同       |
| 107 | 同                  | 同       |
| 108 | 森林管理重点地域の指定をする件    | 同       |
| 109 | 建設業者の許可を取り消した件     | 建設管理課   |
| 110 | 都市計画の図書の写しの送付を受けた件 | 都市計画課   |

### 【病院局管理規程】

| 番号 | 表題                                       | 担当課名 |
|----|--|------|
| 3  | 徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程 |      |

### 【選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表題                                 | 担当課名 |
|----|------------------------------------|------|
| 15 | 政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件 |      |
| 16 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件 |      |

【選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表 題   | 担当課名 |
|----|---|------|
| 17 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件                                 |      |
| 18 | 政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があった件                           |      |
| 19 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件 |      |
| 20 | 不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件                               |      |

徳島県告示第百二二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第一項の規定に基づき、令和五年九月一日に次の遊漁規則を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 公示番号    | 免許番号    | 漁業の種類   | 漁業の名称                  | 漁業権者                        |                  |
|---------|---------|---------|------------------------|-----------------------------|------------------|
|         |         |         |                        | 住所                          | 名称               |
| 内共第十四号  | 内共第十四号  | 第五種共同漁業 | うなぎ<br>あゆ<br>あまご       | 名西郡神山町神領字<br>本野間一〇〇番地       | 鮎喰川漁業協同組合        |
| 内共第十六号  | 内共第十六号  | 同       | うなぎ<br>こい<br>あゆ<br>あまご | 阿波市吉野町西条字<br>北須賀一一三番地       | 吉野川漁業協同組合<br>連合会 |
| 内共第二十一号 | 内共第二十一号 | 同       | うなぎ<br>あゆ<br>あまご       | 勝浦郡勝浦町大字中<br>角字東山五七番地の<br>五 | 勝浦川漁業協同組合        |
| 内共第二十三号 | 内共第二十三号 | 同       | こい<br>ふな<br>うなぎ        | 小松島市立江町江ノ<br>上二四番地三         | 小松島淡水漁業協同<br>組合  |
| 内共第二十五号 | 内共第二十五号 | 同       | うなぎ<br>こい<br>あゆ<br>あまご | 阿南市羽ノ浦町岩脇<br>西園一〇番地九        | 那賀川漁業協同組合<br>連合会 |
| 内共第二十八号 | 内共第二十八号 | 同       | うなぎ<br>あゆ<br>あまご       | 海部郡海陽町若松字<br>イヅリハ三四番地一      | 海部川漁業協同組合        |

鮎喰川漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、鮎喰川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、あゆ及びあまごをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項等を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

**第2条** 当該漁場の区域内で徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、投網及び竹筒の漁具・漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁期間)

**第3条** 次の表のア欄に掲げる魚種を対象にする遊漁は、同表のイ欄に掲げる期間内でなければならない。

| ア 魚種 | イ 期間                               |
|------|------------------------------------|
| うなぎ  | 4月1日から10月31日まで                     |
| あゆ   | 6月1日から10月19日まで<br>11月11日から12月31日まで |
| あまご  | 3月1日から9月30日まで                      |

(禁止区域)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれ同表のイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

| ア 区域  | イ 期間           |
|---|----------------|
| 徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第36条第3号ア及びイの区域並びに名西郡神山町神領字小野に設置された通称小野ダム上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域 | 1月1日から12月31日まで |

(漁具・漁法の制限)

**第5条** 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる期間に遊漁をする場合は、ウ欄に掲げる漁法によらなければならない。

| ア 区域 | イ 期間 | ウ 漁法 |
|------|------|------|
|------|------|------|

|  |                      |                     |
|--|----------------------|---------------------|
| <p>1 名西郡農業協同組合旧上分支所から同組合神山センター総合事業所までの区域、上神頭首工から勝明寺下の堰までの区域、滝ノ上淵から小野ダムまでの区域、青井夫谷川出尻堰から持部川吐き出し口までの区域、オロノ淵から広野つり橋までの区域、行者野橋下の淵から岩の鼻淵までの区域及び一宮橋から上流100メートルの区域（第4条に規定する禁止区域並びに3及び4の区域を除く。）</p> | <p>6月1日から8月20日まで</p> | <p>竿釣のうち友釣</p>      |
| <p>2 下分字今井稻原頭首工</p>  | <p>6月1日から6月30日まで</p> | <p>竿釣のうちドブ釣</p>     |
|  | <p>7月1日から7月31日まで</p> | <p>竿釣のうち友釣及びドブ釣</p> |
| <p>3 上分川又通称ふいの淵</p>  | <p>6月1日から6月30日まで</p> | <p>竿釣のうちドブ釣</p>     |
|  | <p>7月1日から7月31日まで</p> | <p>竿釣のうち友釣及びドブ釣</p> |
|  | <p>8月1日から8月20日まで</p> | <p>竿釣のうち友釣</p>      |
| <p>4 下分字東稻原上神頭首工、神領字大埜地通称滝ノ上淵、神領字中津通称椿坂の淵及び神領字西小野通称善名の淵</p>  | <p>6月1日から6月30日まで</p> | <p>竿釣のうちドブ釣</p>     |
|  | <p>7月1日から8月20日まで</p> | <p>竿釣のうち友釣</p>      |

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種 | イ 全長      |
|------|-----------|
| うなぎ  | 20センチメートル |

あまご

10センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第7条** 第2条に規定する漁具・漁法を使用して遊漁をする者が組合事務所（名西郡神山町神領字本野間100番地）において納付する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、同表の遊漁料に期間が1日のものにあつては500円、期間が1年のものにあつては1,000円をそれぞれ加算して得た金額とする。

| 魚種               | 漁具・漁法                     | 期間 | 遊漁料    |
|------------------|---------------------------|----|--------|
| うなぎ<br>あゆ<br>あまご | 徒手採捕、手釣、竿釣のうちドブ釣及び友釣      | 1日 | 1,500円 |
|                  | 徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、竹筒         | 1年 | 5,000円 |
|                  | 徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、竹筒、投網、しゃくり | 1年 | 8,000円 |

2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が未就学の幼児、小学生、肢体不自由者又は75歳以上の者である場合は、遊漁料を徴収しない。

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

**第9条** 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないよう遊漁をしなけ

ればならない。

(漁場監視員)

**第10条** 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者

(違反者に対する処置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

#### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

なお、この規則の施行の前に交付した遊漁承認証は、その承認期間が満了するまでの間は有効とする。

### 吉野川漁業協同組合連合会内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、吉野川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、こい、あゆ及びあまごをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

**第2条** 当該漁場の区域内において、手釣、竿釣（あゆの餌釣を除く。）、たも網、徒手採捕及びしゃくり（水眼鏡を使用するものを除く。以下同じ。）の漁具・漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁期間)

**第3条** 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

| ア 魚種 | イ 期間           |
|------|----------------|
| うなぎ  | 4月1日から10月31日まで |
| あゆ   | 6月1日から10月19日まで |

|     |                  |
|-----|------------------|
|     | 11月11日から12月31日まで |
| あまご | 3月1日から9月30日まで    |

(禁止区域)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第36条に定める禁止区域において遊漁をしてはならない。

(漁具・漁法の制限)

**第5条** 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間に遊漁をする場合は、エ欄に掲げる漁法によらなければならない。

| ア 魚種 | イ 区域                       | ウ 期間                              | エ 漁法                        |
|------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| うなぎ  | 徳島県漁業調整規則による禁止区域（禁漁区）以外の区域 | 4月1日から10月31日まで                    | 徒手採捕、手釣、竿釣                  |
| こい   | 徳島県漁業調整規則による禁止区域（禁漁区）以外の区域 | 1月1日から12月31日まで                    | 徒手採捕、手釣、竿釣                  |
| あゆ   | 徳島県漁業調整規則による禁止区域（禁漁区）以外の区域 | 6月1日から10月19日まで<br>11月1日から12月31日まで | 徒手採捕、手釣、竿釣（餌釣を除く。）、しゃくり、たも網 |
| あまご  | 徳島県漁業調整規則による禁止区域（禁漁区）以外の区域 | 3月1日から9月30日まで                     | 徒手採捕、手釣、竿釣                  |

(全長制限)

**第6条** 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種 | イ 全長      |
|------|-----------|
| うなぎ  | 20センチメートル |
| こい   | 10センチメートル |



|     |           |
|-----|-----------|
| あまご | 10センチメートル |
|-----|-----------|

(遊漁料の額及び納付方法)

**第7条** 第2条に規定する漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

| 魚種               | 漁具・漁法                           | 遊漁料                     |
|------------------|---------------------------------|-------------------------|
| うなぎ<br>こい<br>あまご | 徒手採捕、手釣、竿釣                      | 1日 3,000円<br>1年 10,000円 |
| あゆ               | 徒手採捕、手釣、竿釣（餌釣を除く。）<br>、しゃくり、たも網 |                         |

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は連合会が指定する販売所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 吉野川上流漁業協同組合   | 三好市池田町ウエノ2991番地1    |
| 三好河川漁業協同組合    | 同 三野町勢力139番地1       |
| 吉野川西部漁業協同組合   | 美馬市美馬町字天神16番地11     |
| 吉野川中央漁業協同組合   | 阿波市吉野町西条字北須賀115番地1  |
| 吉野川漁業協同組合     | 板野郡上板町瀬部字東井内1270番地1 |
| 吉野川第一漁業協同組合   | 同 藍住町東中富字大塚傍示2番地7   |
| 麻植阿波吉野川漁業協同組合 | 吉野川市鴨島町飯尾165番地      |

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 連合会は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証（様式第1号）を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないよう遊漁をしなければならない。

2 遊漁者は、この連合会が設定する禁止又は制限区域で遊漁をしてはならない。

3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は徽章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

なお、この規則の施行の前に交付した遊漁承認証は、その承認期間が満了するまでの間は有効とする。

### 様式第1号 (年券)

(表)

|                |                  |   |                 |  |
|----------------|------------------|---|-----------------|--|
| 年              | No.              | 号 | あまご漁            | 1月1日～2月末日まで                                    |
|                |                  |   | 禁止期間            | 10月1日～12月31日まで                                 |
| 遊漁承認証          |                  |   | 魚種              | うなぎ・こい・あゆ・あまご                                  |
| 下記のとおり遊漁を承認します |                  |   | 遊漁漁法            | 徒手採捕・手釣・竿釣(あゆの餌釣を除く。)・しゃくり(水眼鏡を使用するものを除く。)・たも網 |
| 住所             | 年齢               |   |                 |  |
| 遊漁者            |                  |   |                 |  |
| 氏名             | 歳                |   | 遊漁区域            | 吉野川本流支流 徳島県内共第16号第五種共同漁業権の区域                   |
| 承認期間           | 年1月1日から          |   | 遊漁料金            | 円  |
|                | 年12月31日まで        |   |                 |  |
| うなぎ漁           | 1月1日から3月31日まで    |   | 小学生・中学生及び肢体不自由者 | 円  |
| 禁止期間           | 11月1日から12月31日まで  |   | 発行者             |  |
| あゆ漁            | 1月1日から5月31日まで    |   | 吉野川漁業協同組合連合会    | ㊤  |
| 禁止期間           | 10月20日から11月10日まで |   |                 |  |

(裏)

1 遊漁の際は、必ずこの承認証を携帯しなければなりません。

- 2 この承認証は、他人に貸与してはなりません。
- 3 この承認証は漁場監視員の要求があったときは、提示しなければなりません。
- 4 遊漁をするときは、お互いに適当な距離を保って他の者の迷惑にならないように注意してください。
- 5 遊漁規則に違反したときは、遊漁の停止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- 6 遊漁をする現場において漁場監視員が徴収するときは、表記の遊漁料の額に1,000円を加算して徴収します。
- 7 この遊漁承認証に住所及び氏名の記載のないものは無効とします。

(日券)

| <b>1 日遊漁承認証(控)</b> |                 |
|--------------------|-----------------|
| 遊<br>漁<br>者        | 住所 (年齢)<br>氏名 才 |
| <b>遊漁料 金3,000円</b> |                 |
| 年 月 日 扱者印          |                 |
| 組合名                |                 |

| <b>1 日遊漁承認証</b>                                       |                 |
|---|-----------------|
| 遊<br>漁<br>者   | 住所 (年齢)<br>氏名 才 |
| 承認日 年 月 日(当日限)  |                 |
| 魚種 うなぎ、こい、あゆ、あまご                                      |                 |
| 漁具漁法 徒手採捕. 手釣. 竿釣(あゆの餌釣を除く。<br>。). しゃくり(水眼鏡使用除く). たも網 |                 |
| 遊漁区域 吉野川本流支流徳島県内共第16号<br>第5種共同漁業権の区域                  |                 |
| 遊漁料 金3,000円 現場で徴収する時は<br>1,000円を加算する                  |                 |
| 発行者   |                 |

吉野川漁業協同組合連合会

所属組合

様式第2号

(表)

|                             |        |              |   |
|-----------------------------|--------|--------------|---|
| No.                         | 漁場監視員証 |              |   |
| 下記の者は、当連合会の漁場監視員であることを証明する。 |        |              |   |
| 監視員                         | (住所)   |              |   |
|                             | (氏名)   | (年齢)         |   |
| 有効期間                        |        |              |   |
| 発行年月日                       |        |              |   |
| 発行者                         |        | 吉野川漁業協同組合連合会 | ㊤ |

(裏)

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 注意事項  |  |  |  |
| 1 漁場監視の際は、必ずこの監視員証を携帯すること。                          |  |  |  |
| 2 漁場監視員は、漁場区域内を巡視して漁場の正常な管理を行うこと。                   |  |  |  |
| 3 漁場監視員は、遊漁者の行動に絶えず注意をするとともに、明朗な漁場とすることに万全の留意をすること。 |  |  |  |
| 4 遊漁者から求められたときは、この監視員証を提示して身分を明らかにすること。             |  |  |  |

勝浦川漁業協同組合内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、勝浦川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、あゆ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

**第2条** 当該漁場の区域内で徒手採捕、手釣、竿釣及びしゃくりの漁具・漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第8条第1項に規定する遊漁料を納付しなければなら

ない。

- 2 当該漁場の区域内で次の表に掲げる内容の遊漁をしようとする者は、あらかじめ魚種、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受け、第8条第4項に規定する特別遊漁料を納付しなければならない。

| 魚種  | 漁具・漁法   |
|-----|---|
| うなぎ | 竹筒  |
| あゆ  | 投網  |
|     | なげ網（全長15メートル以内、幅66センチメートル以内のものを1統とし、固定漁法及び2統以上連結したものを使用する漁法を除く。第5条第3項及び第8条第4項において同じ。） |

- 3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により水産動植物の採捕に著しい支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

（禁止漁法）

**第3条** 前条の規定にかかわらず、次に掲げる漁具・漁法により遊漁を行ってはならない。

- (1) 水眼鏡及び箱眼鏡を使用する手釣及び竿釣
- (2) あゆを目的とする手釣及び竿釣のうち餌釣
- (3) しゃくりのうちつきじゃくり
- (4) 前条第2項に規定するなげ網以外のなげ網
- (5) 潜水器の使用

（漁具・漁法の制限）

**第4条** 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間に遊漁をする場合は、エ欄に掲げる漁法によらなければならない。

| ア 魚種 | イ 区域  | ウ 期間          | エ 漁法    |
|------|---|---------------|---------|
| あゆ   | 1 勝浦郡上勝町大字福原字川北地先の砂防用堰堤の上流から堂平橋赤線表示までの旭川及び同堰堤の上流から谷口堰堤の赤線表示までの勝浦川 | 6月1日から8月14日まで | 竿釣のうち友釣 |
|      | 2 メクラ淵下流の橋から日浦橋までの間の勝浦川   |               |         |
|      | 1 メクラ淵から勝浦郡上勝町大字福原字川北の砂防用堰堤から50メートル下流の地点までの                       | 6月1日から9月19日まで | 竿釣のうち友釣 |

|  |   |                    |
|--|---|--------------------|
| <p>間の勝浦川及び亀橋までの杉地川</p> <p>2 勝浦郡勝浦町おんだい前の古堰赤線表示から通称三本淵の赤線表示までの間の勝浦川</p> <p>3 長柱潜水橋赤線表示から上沖野バス停下流の赤線表示までの間の勝浦川</p> <p>4 柳原バス停下流の赤線表示から今山橋赤線表示までの間の勝浦川</p>  |   |                    |
| <p>正木ダム下流150メートルから正木潜水橋下流(通称しゃくし淵)赤線までの勝浦川</p>   | <p>6月1日から8月14日まで</p>                          | <p>竿釣のうち友釣</p>     |
|  | <p>8月15日から9月19日まで</p>                         | <p>徒手採捕、手釣及び竿釣</p> |
| <p>勝浦郡上勝町大字福原字川北地先の砂防用堰堤の上流から堂平橋赤線表示までの旭川及び同堰堤の上流から谷口堰堤の赤線表示までの勝浦川</p>   | <p>8月15日から8月31日まで</p>                         | <p>徒手採捕、手釣及び竿釣</p> |
| <p>1 堂平橋赤線表示から上流の旭川</p> <p>2 谷口堰堤の赤線表示から上流の勝浦川</p>   | <p>6月1日から8月31日まで</p>                          | <p>徒手採捕、手釣及び竿釣</p> |
| <p>1 勝浦郡勝浦町柳原バス停下流の赤線表示から同町ひびきの赤線表示までの間の勝浦川</p> <p>2 棚野逆調整ダムから150メートル下流の赤線表示からゴオツリ淵大谷川の赤線表示までの間の勝浦川及び棚野逆調整ダム上流50メートルからます淵高石赤線表示までの間の勝浦川</p> <p>3 星谷中角古堰赤線表示からこんびら神社下赤線表示までの間の勝浦川</p> <p>4 徳島市丈六町丈六堰下流からJR牟岐線鉄橋までの間の勝浦川</p> <p>5 小松島市田浦町井理ノ口堰堤から100メートル下流の赤線表示から八多川及び勝浦川の合流点の赤線表示までの間の勝浦川</p> <p>6 しゃくし淵からすずいし赤線表示まで</p> <p>7 八多川、坂本川、立川、中山谷川、亀橋より上流の杉地川等勝浦川支流の区域</p> | <p>6月1日から10月19日まで</p> <p>11月11日から12月31日まで</p> | <p>徒手採捕、手釣及び竿釣</p> |

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる期

間内でなければならない。

| ア 魚種 | イ 期間                                       |
|------|--|
| うなぎ  | 4月1日から10月31日まで                             |
| あゆ   | 6月1日午前5時から10月19日まで<br>11月11日午前5時から12月31日まで |
| あまご  | 3月1日午前5時から8月31日まで                          |

2 6月1日から7月14日までの間にあゆを目的とする第8条第1項に規定する漁具・漁法による遊漁をする場合は、同項の規定による当該魚種の期間を1年とする遊漁料を納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、あゆを目的とする投網及びなげ網による遊漁は7月15日午前5時から10月19日までの間及び11月11日午前5時から12月31日までの間に限って行うことができる。

(禁止区域)

**第6条** 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

- (1) 小松島市田浦町井口堰の上流端から上流50メートル、下流端から下流100メートルの間の区域
- (2) 勝浦郡勝浦町沼江今山堰の上流50メートル、下流端から下流100メートルの間の区域
- (3) 勝浦郡勝浦町棚野逆調整ダム上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域
- (4) 勝浦郡上勝町正木ダム下流端から下流150メートルの区域
- (5) 勝浦郡上勝町福原石本堰下流端から下流50メートルの区域
- (6) 勝浦郡上勝町大字生実字大榎地先の通称殿川内三連ダムの上流端堤上から300メートル下流の赤線表示までの区域

(全長制限)

**第7条** 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種 | イ 全長      |
|------|-----------|
| うなぎ  | 20センチメートル |
| あまご  | 10センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

**第8条** 第2条第1項に規定する漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が肢体不自由者である場合は、同表の遊漁料の額の2分の1に相当する額とする。

| 魚種               | 漁具・漁法                                       | 遊漁料 |         |
|------------------|---|-----|---------|
|                  |   | 期間  | 金額      |
| うなぎ<br>あゆ<br>あまご | 徒手採捕、手釣、竿釣（あゆを目的とする餌釣を除く。）、しゃくり（つきしゃくりを除く。） | 1日  | 2,500円  |
|                  |   | 1年  | 10,000円 |
| あまご              | 徒手採捕、手釣、竿釣（専らあまごを目的とする遊漁）                   | 1日  | 2,000円  |
|                  |   | 1年  | 7,000円  |

- 2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が小学生、中学生又は高校生である場合は、遊漁料を徴収しない。
- 3 遊漁料は、組合事務所（勝浦郡勝浦町大字中角字東山57番地5）又は組合が指定する販売所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項の規定による遊漁料の額に1,000円の付加金を加算した額を納付しなければならない。
- 4 第2条第2項の規定により承認を受けた次の表のア欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料は、それぞれ同表のイ欄のとおりとする。

| ア 遊漁の内容 |       | イ 特別遊漁料 |         |
|---------|-------|---------|---------|
| 魚種      | 漁具・漁法 | 期間      | 金額      |
| うなぎ     | 竹筒    | 1年      | 8,000円  |
| あゆ      | 投網    | 1年      | 8,000円  |
|         | なげ網   | 1年      | 18,000円 |

- 5 特別遊漁料は、組合事務所において納付するものとする。  
（遊漁承認証に関する事項）

**第9条** 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の承認を行い、かつ、特別遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。



- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種
  - (4) 漁具・漁法
  - (5) 遊漁区域
  - (6) 遊漁料の額
  - (7) 注意事項
  - (8) その他参考となるべき事項
  - (9) 発行者名
- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
  - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
  - 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

。(遊漁に際し守るべき事項)

**第10条** 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないよう遊漁をしなければならない。

- 2 遊漁者は、魚類の繁殖及び保護のため造成した産卵場の区域であって、徳島県内水面漁場管理委員会が指示するものについては、徳島県内水面漁場管理委員会が指示する期間は、遊漁をしてはならない。
- 3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

**第11条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

**第12条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(公告)

**第13条** この遊漁規則で定める事項のほか漁業調整上必要がある事項は、組合事務所に掲示し、公告する。

#### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

なお、この規則の施行の前に交付した遊漁承認証は、その承認期間が満了するまでの間は有効とする。

小松島淡水漁業協同組合内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、小松島淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第23号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り及び置き針（延縄を除く。）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り及び置き針による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法       | 規模        |
|-------------|-----------|
| 手釣り、竿釣り     | 針数は、2本以内  |
| 置き針（延縄を除く。） | 針数は、20本以内 |
| 竹筒漁法        | 30本以内     |
| 投網          | 1統        |
| 刺網          | 1統        |

(遊漁期間)

**第4条** 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表のイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

| ア 魚種     | イ 期間   |
|----------|--|
| こい<br>ふな | 5月1日から3月30日まで<br>ただし、小学生以下のする遊漁については、この限りではない。 |
| うなぎ      | 4月1日から10月31日まで                                 |

(全長制限)

**第5条** 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種 | イ 全長        |
|------|-------------|
| こい   | 16.5センチメートル |
| ふな   | 7センチメートル    |
| うなぎ  | 20センチメートル   |

(遊漁料の額及び納付方法)

**第6条** 第2条第2項に規定する漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

| 魚種              | 漁具・漁法             | 期間 | 遊漁料    |
|-----------------|-------------------|----|--------|
| こい<br>ふな<br>うなぎ | 手釣、竿釣、置き針（延縄を除く。） | 1日 | 500円   |
|                 |                   | 1年 | 2,000円 |

- 2 遊漁料は、組合事務所（小松島市立江町江ノ上24-3）において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 第2条第3項の規定により承認を受けた次の表のア欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料は、それぞれ同表のイ欄のとおりとする。

| ア 遊漁の内容 |       | イ 特別遊漁料 |    |
|---------|-------|---------|----|
| 魚種      | 漁具・漁法 | 期間      | 金額 |
|         |       |         |    |

|          |    |    |        |
|----------|----|----|--------|
| こい<br>ふな | 投網 | 1年 | 8,000円 |
|          | 刺網 | 1年 | 8,000円 |
| うなぎ      | 竹筒 | 1年 | 5,000円 |

4 特別遊漁料は、組合事務所において納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

**第7条** 組合は、第2条第3項の承認を行い、かつ、前条第1項及び第4項に定める遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証(様式第1号)を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第8条** 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認書を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

**第9条** 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

なお、この規則の施行の前に交付した遊漁承認証は、その承認期間が満了するまでの間は有効とする。

### 様式第1号

(表)

(裏)

|                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| No.<br><br>遊 漁 承 認 証 | 注 意 事 項<br>1 遊漁を行うときは、この遊漁承認証を携 |
|----------------------|---------------------------------|

|   |  |  |      |  |      |
|---|--|--|------|--|------|
| <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>                     |  | <p>帯しなければならない。</p> <p>2 この遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</p> <p>3 漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>4 ゴミを持ち帰る等河川の環境保全に努めなければならない。</p> |      |  |      |
| 遊<br>漁<br>者   | <table border="1"> <tr> <td style="width: 50px;">(住所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table> |  | (住所) |  | (氏名) |
| (住所)  |  |  |      |  |      |
| (氏名)  | (年齢)   |  |      |  |      |
| <p>承認期間</p> <p>漁具・漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p>小松島淡水漁業協同組合 ㊤</p> |  |  |      |  |      |

様式第2号

(表)

(裏)

|   |      |      |      |  |   |
|---|------|------|------|--|---|
| <p>No.</p> <p style="text-align: center;">漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50px;">(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(住所)</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>小松島淡水漁業協同組合 ㊤</p> | (氏名) | (年齢) | (住所) |  | <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 漁場監視を行うときは、この漁場監視員証を携帯しなければならない。</p> <p>2 この漁場監視員証を他人に貸与してはならない。</p> <p>3 漁場監視員は、遊漁規則の励行に関してのみ必要な指示を遊漁者に行うことができる。</p> <p>4 漁場監視員は、率先して河川の環境保全に努めなければならない。</p> |
| (氏名)  | (年齢) |      |      |  |   |
| (住所)  |      |      |      |  |   |

那賀川漁業協同組合連合会内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、那賀川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、こい、あゆ及びあまごをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

**第2条** 当該漁場の区域内で、手釣、竿釣（あゆの餌釣を除く。）、たも網、うなぎもじ、叉手網、徒手採捕及びしゃくりの漁具・漁法による遊漁をしようとする者は、あらか

じめ第8条第1項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(禁止漁法)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間に、エ欄に掲げる漁法による遊漁をしてはならない。

| ア 魚種                   | イ 区域             | ウ 期間           | エ 漁法         |
|------------------------|------------------|----------------|--------------|
| うなぎ<br>こい<br>あゆ<br>あまご | 川口ダム堰堤から下流の本流    | 1月1日から12月31日まで | 水眼鏡を使用するしゃくり |
|                        | 川口ダム堰堤から上流全域及び支流 | 1月1日から8月31日まで  |              |

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間に遊漁をする場合は、エ欄に掲げる漁法によらなければならない。

| ア 魚種 | イ 区域   | ウ 期間           | エ 漁法    |
|------|--|----------------|---------|
| あゆ   | 1 那賀郡那賀町木頭出原ヨコマチ54から同町木頭西宇字下屋地46までの標識で表示された区域  | 6月20日から8月10日まで | 竿釣のうち友釣 |
|      | 2 那賀郡那賀町木頭西宇字下屋地53から同町木頭北川宇高野瀬1-2までの標識で表示された区域 |                |         |
|      | 3 那賀郡那賀町木頭折宇字日早54から同町木頭折宇御朱印谷山1までの標識で表示された区域   |                |         |
|      | 4 那賀郡那賀町木頭平谷字川又口11から同町大字平谷橋までの標識で表示された区域       |                |         |
|      | 5 那賀郡那賀町海川字オイタニグチ1から同町海川口橋までの標識で表示された区域        |                |         |
|      | 6 那賀郡那賀町日浦から同町拝宮口までの標識で表示された区域                 | 6月20日から8月15日まで |         |
|      | 7 那賀郡那賀町雄字南尻から海部郡美波町赤松字阿地屋156までの標識で表示された区域     |                |         |
|      | 8 那賀郡那賀町音谷字追立234-9から                           |                |         |

|  |  |
|--|--|
| 同町川俣字クボノ25までの標識で表示された区域                      |  |
| 9 那賀郡那賀町大久保字請坪3-1から同町西納字香加ノ津4-1までの標識で表示された区域 |  |

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる期間でなければならない。

| ア 魚種 | イ 期間   |
|------|--|
| うなぎ  | 4月1日から10月31日まで                                     |
| あゆ   | 川口ダム堰堤から下流全域<br>6月1日から10月19日まで<br>11月11日から12月31日まで |
|      | 川口ダム堰堤から上流全域<br>6月20日から12月31日まで                    |
| あまご  | 3月1日から8月31日まで                                      |

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれ同表のイ欄の期間中に遊漁をしてはならない。

| ア 区域  | イ 期間           |
|---|----------------|
| 1 阿南市羽ノ浦町古毛に設置されたかんがい用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域  | 1月1日から12月31日まで |
| 2 阿南市上大野町久留米田に設置されたかんがい用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流30メートルの間の区域 |                |
| 3 阿南市十八女町大屋に設置されたかんがい用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流30メートルの間の区域   |                |
| 4 陰平発電用堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流150メートルの間の区域                   |                |
| 5 広野発電用堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流150メートルの間の区域                   |                |
| 6 長安口発電用堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流15                            |                |

|  |  |
|--|--|
| 0メートルの間の区域   |  |
| 7 川口発電用堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流150メートルの間の区域              |  |
| 8 槍戸川のうち那賀郡那賀町岩倉字槍戸地先おおぼら橋（通称剣山スーパー林道）より上流の区域            |  |
| 9 徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第36条に掲げる禁止区域（1から8までに掲げる区域を除く。） |  |

（全長制限）

**第7条** 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種 | イ 全長      |
|------|-----------|
| うなぎ  | 20センチメートル |
| あまご  | 12センチメートル |
| こい   | 10センチメートル |

（遊漁料の額及び納付方法）

**第8条** 第2条に規定する漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生、中学生又は肢体不自由者である場合は、同表の遊漁料の額の2分の1に相当する額とする。

| 魚種              | 漁具・漁法                                    | 期間 | 遊漁料    |
|-----------------|--|----|--------|
| うなぎ             | 手釣、竿釣（あゆの餌釣を除く。）、たも網、叉手網、徒手採捕、しゃくり、うなぎもじ | 1日 | 2,000円 |
| こい<br>あゆ<br>あまご |  | 1年 | 8,000円 |

- 2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が未就学の幼児である場合は、遊漁料を徴収しない。
- 3 遊漁料は、次に掲げる場所及び連合会が指定する販売所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において納付する場合は、第1項の規定による遊漁料の額に1,000円を加算した額を漁場監視員に納付しなければならない。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 那賀川漁業協同組合連合会 | 阿南市羽ノ浦町岩脇西園10-9 |
|--------------|-----------------|



|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 那賀川漁業協同組合   | 同                 |
| 那賀川中央漁業協同組合 | 同 加茂町野上 2 2 - 6   |
| 那賀川上流漁業協同組合 | 那賀郡那賀町字王子 2 1 - 5 |
| 上那賀町漁業協同組合  | 同 成瀬字中郷 2 8 - 1   |
| 木頭村漁業協同組合   | 同 木頭出原字モリニシ 4 0   |

(遊漁承認証に関する事項)

**第 9 条** 連合会は、第 2 条の遊漁料の納付を受けたときは遊漁承認証（様式第 1 号）を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第 1 0 条** 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないよう遊漁をしなければならない。

- 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

**第 1 1 条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第 2 号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

**第 1 2 条** 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

### 附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

なお、この規則の施行前に交付した遊漁承認証は、その承認期間が満了するまでの間は有効とする。

### 様式第 1 号

|               |       |
|---------------|-------|
| 年遊漁券          |       |
| 年券 8, 0 0 0 円 |       |
| 住所            | _____ |
| 氏名            | ( 歳)  |

|      |            |
|------|------------|
| 年遊漁券 |            |
| 日券   | 2, 0 0 0 円 |
| 月    | 日券         |

## 様式第2号

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 漁 場 監 視 員 証                 | No. _____ |
| 下記の者は、当連合会の漁場監視員であることを証明する。 |           |
| 住 所                         |           |
| 氏 名 ( 歳)                    |           |
| 発行者 那賀川漁業協同組合連合会 ㊤          |           |
| (注意) 遊漁者が求めるときは、この証を提示すること。 |           |

## 海部川漁業協同組合内共第28号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、海部川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第28号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、あゆ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網等による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

5 この漁場区域内で次の表に掲げる内容の遊漁をしようとする者は、期間1年の竿釣の遊漁承認証（第8条第1項に規定するものをいう。）の交付を受けなければならない。

| 魚種        | 漁具・漁法                 |
|-----------|-----------------------|
| うなぎ<br>あゆ | たも網、うちどり、叉手網、フンドウしゃくり |

|     |               |
|-----|---------------|
| あまご |               |
| あゆ  | つきしゃくり、投網、なげ網 |

- 6 竹筒、はえなわ、つけばりによる遊漁は仕掛けた時点でうなぎ漁とみなす。  
(漁具・漁法の制限)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内なければならない。

| 漁具・漁法        | 規模  |
|--------------|---|
| 投網<br>なげ網    | 1名につき1統に限る<br>長さ15メートル以内<br>高さ70センチメートル以内 |
| 竹筒           | 30本以内                                     |
| はえなわ<br>つけばり | 30縄以内                                     |

- 2 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間に遊漁をする場合は、エ欄に掲げる漁法によらなければならない。

| ア 魚種 | イ 区域  | ウ 期間                              | エ 漁法    |
|------|---|-----------------------------------|---------|
| あゆ   | 1 海部郡海陽町平井字蔭16-9地先の砂防堰堤下流150メートルから同町小川字平嵐54-1地先の海部川橋までの間の海部川<br>2 海部郡海陽町大井字上川原9-9地先の灌漑用水取水堰堤下流150メートルから同町高園風呂ノ本58地先の清流橋までの間の海部川 | 6月1日から10月19日まで<br>12月1日から12月31日まで | 竿釣のうち友釣 |

- 3 竿釣のうち餌釣であゆを目的とした遊漁を行う場合は、海部郡海陽町高園風呂ノ本58地先の清流橋から下流の間の海部川でしなければならない。  
(遊漁期間)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

| 魚種  | 期間                                |
|-----|-----------------------------------|
| うなぎ | 4月1日から9月30日まで                     |
| あゆ  | 6月1日から10月19日まで<br>12月1日から12月31日まで |
| あまご | 3月1日から9月20日まで                     |

(禁止区域)

**第5条** 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区域  | 期間             |
|---|----------------|
| 海部郡海陽町平井字蔭に設置された砂防用堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域  | 1月1日から12月31日まで |
| 海部郡海陽町大井に設置された灌漑用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域 | 1月1日から12月31日まで |
| 海部郡海陽町神野に設置された農業用堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域    | 1月1日から12月31日まで |
| 海部郡海陽町若松地先に設置された農業用堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域  | 1月1日から12月31日まで |

(全長制限)

**第6条** 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種  | 全長        |
|-----|-----------|
| うなぎ | 30センチメートル |
| あまご | 10センチメートル |

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第7条** 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣又は網等による遊漁の場合

| 魚種               | 漁具・漁法                                    | 遊漁料                 |
|------------------|--|---------------------|
| うなぎ<br>あゆ<br>あまご | 手釣、竿釣、徒手採捕                               | 1日2,000円、1年8,000円   |
|                  | たも網、うちどり                                 | 1日1,500円、1年6,000円   |
|                  | 叉手網                                      | 1日15,000円、1年25,000円 |
|                  | フンドウしゃくり                                 | 1日4,000円、1年8,000円   |
| うなぎ              | 竹筒、もじ(30本までに限る。)<br>はえなわ、つけばり(30縄までに限る。) | 1年30,000円           |

(2) その他の場合

| 魚種 | 漁具・漁法  | 遊漁料                 |
|----|--------|---------------------|
| あゆ | つきしゃくり | 1日10,000円、1年17,000円 |
|    | 投網、なげ網 | 1日18,000円、1年46,000円 |

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は1,000円を加算した額とする。

(1) 海部川漁業協同組合事務所(海部郡海陽町若松字イヅリハ34-11)

(2) 組合指定販売所

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第9条** 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

**第10条** 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

#### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

なお、この規則の施行前に交付した遊漁承認証は、その承認期限が満了するまでの間は有効とする。

徳島県告示第百三三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字西畠八九、九六の二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市池田町白地井ノ久保一八二五の二一、一八一五の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

井ノ久保一八一五の二一・一八一五の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）



徳島県告示第百五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市井川町西井川一九七五の四、一九七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西井川一九七五の四、一九七六（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市山城町白川字荒ノ上二五三五、一五四三、一五四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒ノ上二五三五・一五四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

一五四三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市井川町西井川一六七三の一、一六七三の三、一六七四の一、一六七四の三、一六七六の一、一六八〇の三、一六八二の一、一六九〇の四、一七〇一の一、一七一六の二、一七二〇、一七二四の一、一七四一から一七四三まで、一七四四の一、二二〇六の一、二二〇六の二、二二〇六の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西井川一六七三の一・一六七三の三・一六七四の一・一六七四の三・一六七六の一・一六八〇の三・一六八二の一・一六九〇の四・一七〇一の一・一七一六の二・一七二〇・一七二四の一・一七四一から一七四三まで・一七四四の一・二二〇六の一・二二〇六の二（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、二三の一五、二三の一六及び二九

の三

徳島県告示第九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 同 | 処分をした年月日                  |  | 処分を受けた者                     |   | 処分の内容   | 処分の原因となつた事実 |
|---|---------------------------|--|-----------------------------|---|---|-------------|
|   | 商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | 許可番号                                       |                             |   |   |             |
| 同 | 令和五年八月三十日                 | 有限会社ジャスト・ライフ<br>鳴門市撫養町黒崎字松島一四〇番地四<br>喜羽 賢二 | 徳島県知事許可<br>(般・〇二)<br>第七〇九九号 | 建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し<br>(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可) | 建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。 |             |
| 同 | 同 十月三日                    | 後藤工業株式会社<br>板野郡藍住町奥野字西中須一〇五番地一<br>後藤 佳史    | 同<br>(般・三〇)<br>第七〇五四四号      | 同<br>(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)  | 同   |             |
| 同 | 同                         | 株式会社トクダイ<br>徳島市万代町五丁目七五番地の六<br>内藤 理        | 同<br>(般・〇一)<br>第一六六一号       | 同<br>(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)                           | 同   |             |
| 同 | 同                         | 株式会社大産工務店<br>板野郡藍住町東中富字龍池傍示七番地一<br>阿部 義弘   | 同<br>(般・〇四)<br>第一〇〇一号       | 同<br>(建築工事業に関する一般建設業許可)   | 同   |             |
| 同 | 同                         | 有限会社近藤建設                                   | 同                           | 同   | 同   |             |



|                |   |                       |  |   |
|----------------|---|-----------------------|--|---|
| 同              | 平山 明憲<br>有限会社幸土建<br>名西郡石井町高原字池北二四二<br>番地の一<br>仁木 幸生 | 同<br>(般・〇二)<br>第六三六〇号 | 同<br>(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設<br>工事業に関する一般建設業許可)  | 同 |
| 令和六年一月<br>二十九日 | 株式会社司工務店<br>徳島市末広一丁目三番二四号<br>森本 桂次                  | 同<br>(特・〇一)<br>第一四〇三号 | 同<br>(左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、<br>板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶<br>縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業許可) | 同 |
| 同<br>三十日       | 株式会社イシイ<br>名西郡石井町高川原字高川原七<br>一番一<br>竹内 正博           | 同<br>(特・〇四)<br>第七七六三号 | 同<br>(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・<br>ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に關す<br>る特定建設業許可)               | 同 |

徳島県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画地区計画 国府町観音寺地区地区計画

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課



徳島県病院局管理規程第三号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月二十七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

|  |   |
|--|---|
| 二 職員（育児短時間勤務職員等及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下、育児休業法という。）第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けた職員を除く。）が当該職員の子（育児休業法第二条に規定する子をいう。）であつて、小学校就学の始期から満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを養育する場合 | 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間（育児のための特別休暇又は介護休暇の承認を受けて勤務しない職員にあつては、二時間から当該特別休暇又は介護休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で三十分を単位として必要と認める期間 |
|--|---|

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                     | 届出年月日     |
|-----------------|--------|----------|--------------------------------|-----------|
| 徳島市再起動の会        | 福田典彦   | 伊澤良和     | 徳島市八万町大野二二三・一                  | 令和六年一月十九日 |
| 徳島県産業資源循環協会政治連盟 | 岸史郎    | 篠原敬      | 徳島市昭和町三丁目三五番一<br>徳島県労働福祉会館五階   | 令和六年二月六日  |
| 小倉和代後援会         | 小倉和代   | 圓藤舞      | 鳴門市撫養町小桑島字前浜一八<br>○日峯マンション八〇二号 | 令和六年二月七日  |

徳島県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  |           | 代表者の氏名    |            | 異動事項   |              | 異動の内容     | 異動年月日  |
|----------|-----------|-----------|------------|--------|--------------|-----------|--------|
| 代表者の氏名   | 政治団体の名称   | 代表者の氏名    | 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 政治団体の名称      |           |        |
| 小松島政論研究会 | 田村昭仁後援会   | リコールの会    | 四交交通政策研究会  | 国安賢司   | 国安賢司         |           |        |
| 徳永佳紀     | 田村昭仁      | 久次米尚武     | 国安賢司       | 国安賢司   | 国安賢司         |           |        |
| 会計責任者の氏名 | 代表者の氏名    | 会計責任者の氏名  | 政治団体の名称    | 所在地    | 主たる事務所の所在地   | 会計責任者の氏名  | 代表者の氏名 |
| 西野みゆき    | 徳永佳紀      | 平岡勝美      | リコールの会     | 番地     | 三好市三野町太刀野三二六 | 野田文紀      | 国安賢司   |
| 竹本芳男     | 西野みゆき     | 天本静男      | 議会を変える市民の会 | 七・二    | 三好郡東みよし町昼間五六 | 大滝貴宏      | 野田文紀   |
| 令和六年     | 令和六年一月三十日 | 令和六年一月二十日 | 令和六年一月二十日  |        |              | 令和六年一月十二日 |        |

|                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| 徳島県歯科技工士連盟               |                      |
| 秋山佳弘                     |                      |
| 所在地<br>主たる事務所の           | 氏名<br>主たる事務所の<br>所在地 |
| 三 大下宅<br>徳島市八万町大坪二六四・    | 七<br>徳島市論田町本浦下一・一    |
| 一<br>徳島市徳島本町一丁目五・        | ・五<br>小松島市中郷町字泰地五七   |
| 六 令<br>月 和<br>一 五<br>日 年 | 二<br>月<br>一<br>日     |

徳島県選挙管理委員会告示第十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
 令和六年二月二十七日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|--------------|---------|-------------|
| 峯田 繁 廣 後 援 会 | 峯 田 繁 廣 | 令和五年十二月三十一日 |
| 令和地域創生フォーラム  | 岩 浅 嘉 仁 | 令和五年十二月三十一日 |
| 宮原 英 夫 後 援 会 | 宮 原 英 夫 | 令和五年十二月三十一日 |
| 予防医療の会       | 本 多 隆 子 | 令和五年三月二十二日  |

徳島県選挙管理委員会告示第十八号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和六年二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 岩 浅 嘉 仁         | 資金管理団体の届<br>出をした者の氏名 |
| 令和地域創生フォーラム     | 資金管理団体の名称            |
| 令和五年<br>十二月三十一日 | 届出年月日                |

徳島県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により提出のあった令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者曾根大志の出納責任者曾根大志から訂正の報告があったので、令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（令和5年徳島県選挙管理委員会告示第92号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年2月27日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行 徳島県議会議員一般選挙(徳島選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,662,600円
- 3 報告書の要旨

|         |       |      |        |    |                   |      |
|---------|-------|------|--------|----|-------------------|------|
| 候補者氏名   | 曾根 大志 | 所属党派 | 日本維新の会 | 期間 | 2月1日から<br>4月10日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 曾根 大志 |      |        |    |                   |      |

| 収入   | 支出                |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
|--|-------------------|-----------------------|-------|--------------------|------------|-----------------------|---|-----|-----------|-----|----------|--------|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|-----|----|-----------|
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">主たる寄附<br/>(氏名・団体名)</td> <td style="width: 30%;">(職業)</td> <td style="width: 40%;">(寄附額)</td> </tr> <tr> <td>徳島維新の会<br/>吉田とも代後援会</td> <td>政党<br/>政治団体</td> <td style="text-align: right;">600,000 円<br/>30,000 円</td> </tr> </table> | 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職業)                  | (寄附額) | 徳島維新の会<br>吉田とも代後援会 | 政党<br>政治団体 | 600,000 円<br>30,000 円 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">人件費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">145,000 円</td> </tr> <tr> <td>家屋費</td> <td style="text-align: right;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td>選挙事務所費</td> <td style="text-align: right;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td>集会会場費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td style="text-align: right;">1,172,656 円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">15,400 円</td> </tr> <tr> <td>文具費</td> <td style="text-align: right;">13,961 円</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td style="text-align: right;">14,444 円</td> </tr> <tr> <td>休泊費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td style="text-align: right;">376,420 円</td> </tr> </table> | 人件費 | 145,000 円 | 家屋費 | 30,000 円 | 選挙事務所費 | 30,000 円 | 集会会場費 | 0 円 | 通信費 | 0 円 | 交通費 | 0 円 | 印刷費 | 1,172,656 円 | 広告費 | 15,400 円 | 文具費 | 13,961 円 | 食糧費 | 14,444 円 | 休泊費 | 0 円 | 雑費 | 376,420 円 |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名)  | (職業)              | (寄附額)                 |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 徳島維新の会<br>吉田とも代後援会   | 政党<br>政治団体        | 600,000 円<br>30,000 円 |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 人件費  | 145,000 円         |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 家屋費  | 30,000 円          |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 選挙事務所費   | 30,000 円          |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 集会会場費  | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 通信費  | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 交通費  | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 印刷費  | 1,172,656 円       |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 広告費  | 15,400 円          |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 文具費  | 13,961 円          |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 食糧費  | 14,444 円          |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 休泊費  | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 雑費   | 376,420 円         |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| その他の寄附   | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| その他の収入   | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 今回計  | 630,000 円         |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 前回計  | 0 円               |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |
| 総計   | 630,000 円         |                       |       |                    |            |                       |   |     |           |     |          |        |          |       |     |     |     |     |     |     |             |     |          |     |          |     |          |     |     |    |           |

|                  | 項目           | 金額          |
|------------------|--------------|-------------|
| 支出のうち<br>公費負担相当額 | 選挙運動用ビラの作成   | 123,680 円   |
|                  | 選挙運動用ポスターの作成 | 1,048,976 円 |
|                  | 計            | 1,172,656 円 |

|          |                  |
|----------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月24日 第1回報告分 |
|----------|------------------|



徳島県選挙管理委員会告示第二十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年二月十五日から施行する。

令和六年二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中116の項を削り、117の項を116の項とし、118の項から151の項までを一項ずつ繰り上げる。

二の表中99の項を100の項とし、25の項から98の項までを一項ずつ繰り下げ、24の項の次に次のように加える。

|    |                         |                 |
|----|-------------------------|-----------------|
| 25 | 住宅型有料老人ホーム ローザンヌ虹の<br>橋 | 徳島市中島田町3丁目60番地1 |
|----|-------------------------|-----------------|